

落札者決定基準 (第5次堺市地域福祉計画に係る調査研究・策定支援業務)

1 基本的な考え方

落札者の決定に当たっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、予定価格の範囲内で有効な入札を行った者について、本落札者決定基準に基づき入札価格と提案内容を審査し、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

なお、公平な審査を行うため、本市が設置する第5次堺市地域福祉計画に係る調査研究・策定支援業務に係る事業者選定委員会（以下「委員会」という。）にて審査を行う。

(1) 価格評価点

入札価格について、後に示す算出式に基づき、「価格評価点」を与える。

(2) 技術評価点

別記「評価表」に基づき提案内容を審査し、「技術評価点」を与える。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点（＝総合評価点）が最も高い者を落札者とする。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{総合評価点} \\ \hline \text{(500点満点)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{価格評価点} \\ \hline \text{(200点満点)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{技術評価点} \\ \hline \text{(300点満点)} \\ \hline \end{array}$$

(4) 有効とする数字

「価格評価点」及び「技術評価点」の算出に当たっては、小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目で四捨五入する。

(5) 総合評価点が最も高い者が複数ある場合の落札者の決定方法

ア 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が異なる場合
技術評価点が高い者を落札者とする。

イ 総合評価点が最も高い者それぞれの「価格評価点」「技術評価点」が同じ場合
技術評価点のうち、評価項目「⑥本市における地域福祉等に関する現状や課題の理解」における各委員の合計点が高い者を落札者とする。

ウ 以上アからイで落札者を決定できない場合

入札価格が低い者を落札者とする。入札価格も同じ場合は、別途日を定め、くじにより決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

2 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札価格に基づき、次により算出する。

$$\text{価格評価点} = 200 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{入札価格})$$

ただし、予定価格を上回る入札を行った者は、落札者としない（技術提案書等の審査は行わない）ものとする。

3 技術評価点の算出方法

入札参加者から提出された技術提案書等を審査し、別記「評価表」に基づき以下の手順により技術評価点を算出する。

(1) 評価点

技術提案書等の記載内容により、各評価項目について次のとおり評価点を付与する。

評価の目安	評価点
非常に優れている	5
優れている	4
標準である	3
やや劣っている	2
劣っている	1
記述がない（評価できない）	0

(2) 項目評価点

評価点に、評価項目の重要度に応じて設定したウェイトを乗じて、項目評価点とする。

(3) 技術評価点

項目評価点を合計したものを得点とし、委員会の各委員の得点を平均したものを技術評価点とする。

(4) 技術評価点における基準点

(3)の技術評価点が180点未満の場合は、失格とする。

4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に不足又は不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為があった場合
- (4) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (5) 技術提案書等の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7) 技術評価点が、上記3(4)における基準点を満たさない場合

別記 評価表

評価項目	評価事項	配点	ウェイト	評価点	項目評価点
①業務実施体制	業務を着実かつ円滑に遂行することができる十分な実施体制が整えられているか。また、業務実施者は業務を遂行にあたって、必要な知識や資格等を有しているか。	25点	5	5. 非常に優れている 4. 優れている 3. 標準である 2. やや劣っている 1. 劣っている 0. 記述がない	
②業務スケジュール	業務の進め方やスケジュールが適切に計画され、円滑に進められることが期待でき、かつ、現実的であるか。	25点	5		
③業務実績	業務実績から、業務の確実な履行が期待できるか。過去における実績が豊富で十分な成果が期待できるか。なお、実績回数や業務内容数のみで判断するわけではなく、契約相手方の規模等も勘案して評価する。	25点	5		
④制度・背景の理解	関係法令、国等の方向性等を正しく理解しているか。また、地域福祉、再犯防止、権利擁護、生活困窮等に関する近年の動向を把握しているか。さらに、これらについて計画策定に反映できる効果的な提案はなされているか。	45点	9		
⑤調査研究	調査票の作成にあたり、回収率の向上が期待できる具体的な提案がなされているか。また、本市の福祉分野等の計画及び他市の計画や地域福祉、再犯防止、権利擁護、生活困窮等に関する先進的な取組等を把握し、計画策定に反映できる効果的な提案はなされているか。	45点	9		
⑥本市における地域福祉等に関する現状や課題の理解	本市における地域福祉、再犯防止、権利擁護、生活困窮等の現状を把握・分析しているか。また、地域福祉を推進していく上での課題をよく理解しているか。さらに、課題解決に向けた手法を計画策定に反映できる効果的な提案はなされているか。	60点	12		
⑦住民、地域団体、関係機関の参加の必要性の理解	住民、地域団体、関係機関の参加や調査の必要性を正しく理解しているか。また、その必要性を踏まえ、調査や意見聴取の機会から計画策定に反映できる効果的な提案はなされているか。	45点	9		

⑧進行管理、評価手法	本業務の進行管理や評価手法は実現性、継続性があり、妥当な内容となっているか。	30点	6		
		300点（満点）			点（得点）